

2026年度スクール型研修 学校法人グロービス経営大学院 単科・Pre-MBA受講規約の主な変更点

【受講生向け】

2026年1月13日

【グロービス経営大学院】受講規約の改定につきまして

この度、制度およびサービスの見直しに伴い、スクール関連の規約を一部改定いたしましたので、ご案内申し上げます。

■規約改定の背景と目的

これまで、スクールサービス全体を包括する形で「法人利用規約」「受講規約」を定めておりましたが、今回の改定より、以下の通り対象サービスおよび対象者ごとに明確に区分し、より分かりやすくご理解いただける構成へ変更いたしました。

■日本語MBAプログラム

- ・学則
- ・学位規則
- ・受講規約
- ・マイページ利用規約

■改定後の規約

以下より最新の各規約をご確認いただけます。

法人利用規約・受講規約

<https://sh.globis.co.jp/hc/ja/articles/360018946693>

■主な変更点

既存内容の修正（軽微な修正、表現修正等）新規約の追加、

科目等履修生の提供終了する延長制度を削除、、新設する地域限定単科生延長制度を追加 等

■変更日

2026年4月1日

【グロービス経営大学院】受講規約の新規項目一覧

項目	趣旨	修正内容
マイページ利用規約	本利用規約は、グロービスにおけるマイページの利用条件を定めるものです。 1条～第14条	改定前「グロービスコミュニティ利用規約」を「マイページ利用規約」、「G-BASE利用規約」に特化した内容で整理した。
G-BASE利用規約	本利用規約は、グロービス経営大学院（以下「本学」といいます）の在校生・卒業生ならびにGDBA卒業生におけるG-BASEの利用要件を定めるものです。	改定前「グロービスコミュニティ利用規約」を「マイページ利用規約」、「G-BASE利用規約」に特化した内容で整理した。

【グロービス経営大学院】受講規約の主な変更点一覧

項目	改定後	修正内容
24条 科目の成績評価	<p>2 成績は、所属クラスの担当教員が各科目の評価基準に基づき評価する。ただし、振替制度を利用したDayの評価は、第28条を適用する。</p> <p>4 「不可」であるF評価とは、第4項に定める評価対象条件は満たすが、評価基準に照らし修了に該当しないと担当教員が判断した場合のことを指す。</p>	評価は所属クラスの担当教員が行うという原則を追加し、原則に照らした「不可」「振替」の説明を修正。全体を理解しやすいよう、条内で項の並びを調整した。
28条 振替制度	<p>1 業務やその他のやむを得ない事由により、履修登録しているクラスに出席できない場合、同一科目のクラスに振替出席を認める場合がある。ただし、振替制度は学生のクラスへの参加機会を提供するものであり、別科目や別クラスを履修することを目的とした制度利用は認めない。利用に際しては、第2項以下の条件を設ける。</p> <p>5 振替出席をした場合であっても、振替先のクラスのディスカッション機能の利用及び閲覧は認めない。</p> <p>6 振替制度を利用したDayにおける出欠・発言・アサインメントは振替先のクラスの担当教員が評価し、所属クラスの担当教員へ伝達する。</p> <p>7 レポート提出が課されたDayを振替出席する場合、レポートの提出期限は、所属クラス及び振替先のクラスのうち、開催日時が早いクラスの提出期限とする。第24条及び本条第6項に従い、レポートの評価は所属クラスの担当教員が行う。</p> <p>8 科目特性により、第6項及び第7項が適用されない場合がある。この場合、各科目の評価方法の詳細はシラバスに定めるものとする。</p> <p>9 限定開講科目等、本制度が適用されない場合がある。</p>	第24条の変更に合わせ、振替時の評価に関する説明を実態に即して修正し、例外科目に関する第8項を新設。レポートの提出期限は現行ルールに合わせて表現を微修正（「いずれかで早い日程のクラスの所定の期限」→「開講日時が早いクラスの提出期限」等）、所属クラスの担当教員が評価する説明も追加。全体を理解しやすいよう、条内で項の並びを調整した。
35条2,3,4項 個人情報の取り扱い	<p>2. プライバシーポリシーに基づき本人から個人情報の削除または利用停止の申し出があった場合であっても、本学は、以下のいずれかに該当する場合は、個人情報保護法その他の法令等に基づき、当該個人情報の全部若しくは一部の削除または利用停止の義務を負わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等により保持が義務付けられている場合 ・学生管理や証明書発行等、本学の業務の適切な遂行に必要不可欠な場合 ・その他、本学の正当な権利利益を保護するために必要な場合 <p>3. 前項の定めにかかわらず、本学からのダイレクトメール、メールマガジンなどの通知等の配信停止の申し出及び氏名をはじめとする他学生からのプロフィール検索結果の非表示希望の連絡については、合理的期間内に速やかに対応するものとする。</p> <p>4. 第42条第2項に定義する法人申込の利用経験がある者の個人情報の取り扱いは、第48条第3項に詳細を定める。</p>	個人情報の削除に関するルールを追加した。

【グロービス経営大学院】受講規約の主な変更点一覧

項目	改定後	修正内容
36条 本科生の法人本科情報開示登録制度	<p>第36条 法人が学費の過半を負担した上で所定の法人本科情報開示登録を行い、入学志願者が登録を承諾した場合、本学は当該法人に対し、次項以降に定める情報開示を行う。</p> <p>2 法人本科情報開示登録の場合、学生の履修状況、課程の修了に関する各履修科目の成績（総合成績・出欠・発言状況等）及び修得単位数は当該法人の法人申込担当者及び本学が学生募集活動を業務委託している株式会社グロービスの当該法人担当者に開示される。</p> <p>3 学則第35条、41条、42条に該当しうる行為に関する事項は、本学の判断において、第2項に定める法人申込担当者及び株式会社グロービスの当該法人担当者に開示される場合がある。</p> <p>4 法人本科情報開示登録による情報開示は、本科在学中の履修分のみとする。</p> <p>5 学生が在学中に当該法人を退職した場合は、当該法人申込担当者からの連絡を以て、当該学生の成績の開示はしないものとする。</p>	趣旨に変更はないが、実態に即し一部修正した。
40条1,3項 学習環境の整備	<p>第40条 インターネット環境やソフトウェア（WEBサービス、アプリケーション等含む）、PC・ヘッドセットなど、履修に必要となるインフラは学生各自にて整備するものとし、異常が見られた際にも、学生自身の責任下にあるものとする。また、本学、もしくは学生自身が契約しているインターネット・アクセスプロバイダーその他電気通信事業者に起因して発生したブロードバンドの利用及び授業への参加に関する一切のトラブル等に関しても、その理由に関わらず本学では一切の補償は行わないものとする。</p> <p>2 学生が整備したインフラに起因するノイズ等のトラブルにより、他の学生の履修環境を大きく損なう場合には、担当教員の判断により、履修環境が改善するまでの間、学生のクラス参加を差し止めことがある</p> <p>3 クラスの特性により、SNSサービス等の利用を推奨する場合があるが、学生は自己責任で利用するものとする。</p>	昨今の履修科目に合わせ、学生が自己責任で使用する「推奨」サービスの一部を、学生が自身で必ず整備する義務がある対象サービスへ移動した。

【グロービス経営大学院】受講規約の主な変更点一覧

項目	改定後	修正内容
42条3項 科目等履修生	<p>2 法人が、人材育成手法の一つとして本学に当該社員を派遣し、所定の申込を行った場合、これを科目等履修生の「法人申込」と定義する。</p> <p>3 「単科生」の履修可能期間は、履修開始から1年間とし、履修可能期間内に1期2科目を上限に履修できるものとする。本学入学試験に合格後は、入学期日の前期まで履修可能期間を延長できる。なお、第10条第2項に定める、科目等履修生として履修できる単位数の上限を超えて履修していたことが後日発覚した場合、当該科目の履修は取り消すものとする。</p> <p>4 福岡校・仙台特設キャンパス・茨城水戸特設キャンパスにて履修を開始した単科生は、「地域限定単科生延長制度」の対象とする。制度対象者は、第3項に係わらず、再応募があった際は単科生としての履修可能期間を最大1年間延長する場合がある。延長期間は、第10条第2項に定める本学の課程修了に必要な修了要件単位として認定可能な期限までとする。</p>	<p>2 法人申込に関して、明文化した。</p> <p>3 提供終了する延長制度を削除した。</p> <p>4 新設する地域限定単科生延長制度の説明を追加した。</p>
44条2,3,4,5項 申込・科目等履修生の入学金及び受講料の支払い	<p>2 法人申込の場合、社員を派遣する法人が原則として入学金及び受講料の支払義務を負う。支払方法の詳細は、別に定める法人利用規約に則るものとする。当該法人の指示のもと、学生が支払い債務を引き受ける場合も同様とする。</p> <p>3 支払いは、申込後に本学が発行する請求書記載の支払期日までに行う。なお、支払期日を過ぎた場合、延滞利息（年利12%）を徴収することがある。</p> <p>4 申込後は、支払期日を過ぎて納入がない場合も、自動的にキャンセルとはならない。</p> <p>5 各科目の入学金、受講料、その他学習に必要な経費は別に定める。</p>	<p>2 法人利用規約の修正に合わせ、記載事項を変更・修正した。支払期日や支払方法・領収書等の詳細ルールは全て法人利用規約に則る点を追加し、大学院規約を整理した。</p> <p>3,4,5 「入学金」と「受講料」のどちらも支払う必要があるため、限定する必要がない箇所は「受講料」を削除、「入学金」を追加すべき箇所には追加した。</p>
48条1項 法人申込	<p>第48条 法人申込の場合、科目等履修生の個人情報及び科目等履修生の成績（出欠・発言状況・各種評価等、アサインメント等の提出物）は、本学の判断において、法人申込担当者及び本学が学生募集活動を業務委託している株式会社グロービスの当該法人担当者に開示される。</p> <p>2 学則第35条、41条、42条に該当しうる行為に関する事項は、本学の判断において、法人申込担当者及び本学が学生募集活動を業務委託している株式会社グロービスの法人担当者に開示される場合がある。</p> <p>3 第42条第2項に定義する法人申込の利用経験がある者または当該法人申込を行った法人が、当該法人申込に係る個人情報の削除または利用停止を希望する場合、本人と法人双方の同意を要する。本学は両者の同意を確認した後、第35条に則り対応するものとする。</p>	<p>グロービス経営大学院が企業の法人派遣担当や株式会社グロービスへ開示する情報の範囲を実態に合わせ修正した。</p> <p>法人派遣制度の利用経験がある学生の個人情報削除ルールを追加した。</p>

GLOBIS